



担当	労働基準部 賃金室
	室長 補佐 廣井 昭弘
	賃金指導官 落合 聡
	電話番号 028(634)9109

## 平成24年度栃木県特定（産業別）最低賃金の改正答申について

### — 栃木地方最低賃金審議会答申 —

1 栃木地方最低賃金審議会（会長 長島重夫 文星芸術大学総合政策センター長）は、本年8月22日（水）、栃木労働局長（藤井 敏行）から「栃木県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、6産業の特定（産業別）最低賃金専門部会を設置して、9月21日（金）から調査審議を重ね、10月24日（水）から10月30日（火）の間に各専門部会、また、10月31日（水）本審議会において結論を取りまとめ、栃木地方最低賃金審議会长名により栃木労働局長に対し答申を行った。

2 答申のあった栃木県特定（産業別）最低賃金は、次のとおりです。

【発効予定日 平成24年12月31日】

最低賃金の件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額	引上げ率
栃木県塗料製造業最低賃金	850 円	856 円	6 円	0.71%
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用 機械器具製造業最低賃金	793 円	799 円	6 円	0.76%
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	793 円	799 円	6 円	0.76%
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	797 円	802 円	5 円	0.63%
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測 量 機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製 造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計 測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	793 円	799 円	6 円	0.76%
栃木県各種商品小売業最低賃金	758 円	763 円	5 円	0.66%

※ 栃木県における最低賃金の推移は、別紙のとおりです。

3 この答申に基づき、所定の手続きを経た後、改正される栃木県特定（産業別）最低賃金は、平成24年12月31日から発効される予定です。

## 栃木県における最低賃金の推移

最低賃金の種類		新設発効日	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
栃木県最低賃金	時間額		648	649	652	657	671	683	685	697	700	705
	改正率	47.5.15	0.00	0.15	0.46	0.77	2.13	1.79	0.29	1.75	0.43	0.71
	発効日		—	16.10.1	17.10.1	18.10.1	19.10.20	20.10.20	21.10.1	22.10.7	23.10.1	24.10.1
塗料製造業	時間額	4.12.31	796	797	803	810	823	834	838	846	850	856
	改正率		0.25	0.13	0.75	0.87	1.60	1.34	0.48	0.95	0.47	0.71
	発効日		15.12.31	16.12.31	17.12.31	18.12.31	19.12.31	20.12.31	21.12.31	22.12.31	23.12.31	24.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額	2.2.10	745	746	750	756	768	779	781	789	793	799
	改正率		0.13	0.13	0.54	0.80	1.59	1.43	0.26	1.02	0.51	0.76
	発効日		15.12.31	16.12.31	17.12.31	18.12.31	19.12.31	20.12.31	21.12.31	22.12.31	23.12.31	24.12.31
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額	63.12.21	745	747	751	756	768	779	782	789	793	799
	改正率		0.13	0.27	0.54	0.67	1.59	1.43	0.39	0.90	0.51	0.76
	発効日		15.12.31	16.12.31	17.12.31	18.12.31	19.12.31	20.12.31	21.12.31	22.12.31	23.12.31	24.12.31
自動車・同附属品製造業	時間額	2.2.10	745	747	751	757	769	782	785	793	797	802
	改正率		0.13	0.27	0.54	0.80	1.59	1.69	0.38	1.02	0.50	0.63
	発効日		15.12.31	16.12.31	17.12.31	18.12.31	19.12.31	20.12.31	21.12.31	22.12.31	23.12.31	24.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	時間額	63.12.21	745	746	750	756	768	779	781	789	793	799
	改正率		0.13	0.13	0.54	0.80	1.59	1.43	0.26	1.02	0.51	0.76
	発効日		15.12.31	16.12.31	17.12.31	18.12.31	19.12.31	20.12.31	21.12.31	22.12.31	23.12.31	24.12.31
各種商品小売業	時間額	2.5.24	726	727	729	733	741	748	750	755	758	763
	改正率		0.14	0.14	0.28	0.55	1.09	0.94	0.27	0.67	0.40	0.66
	発効日		15.12.31	16.12.31	17.12.31	18.12.31	19.12.31	20.12.31	21.12.31	22.12.31	23.12.31	24.12.31